

# カラーシミュレーションシステム【カラーエクスプレス】使用許諾書

本文は、カラーシミュレーションシステム【カラーエクスプレス】をお客様に使用していただく前提となる条件を記載したものです。本製品のインストールを実行する前に、まず本文をよくお読みください。

## 第1条（使用許諾等）

弊社は、お客様が本文に同意し順守されることを条件として、本製品中のカラーシミュレーションシステム【カラーエクスプレス】（以下「本ソフトウェア」）を日本国内で使用する権利をお客様に許諾いたします。また、本製品に同梱する本ソフトウェアに関するマニュアル等の印刷物（以下、「本マニュアル等」）については、お客様が本文に同意し順守されることを条件としてお客様に譲渡いたします。弊社は、本ソフトウェアおよび本マニュアル等に関する著作権その他の知的所有権をお客様に譲渡するものではありません。

## 第2条（使用条件）

弊社は、本製品1ライセンスにつき弊社が定める動作環境に記載するオペレーティングシステムが稼動するコンピュータ1台に、本ソフトウェアをインストールして使用すること及び同じく弊社製品である【i-カラーエクスプレス】をインストールしたiPad9台で本ソフトウェアの成果物を使用することを許諾いたします。

## 第3条（禁止事項）

- お客様が、以下の各号の行為を行うことは禁止いたします。
  - ①本ソフトウェアをバックアップの目的以外で複製すること
  - ②本ソフトウェアの改変・結合・リバースエンジニアリング（逆アセンブル等）・解析等
  - ③本ソフトウェアを第三者へ再使用許諾すること
  - ④本製品または複製物（本条第1号の目的で複製したか否かを問わない）を譲渡すること（ただし、弊社の承認する者を除く）
  - ⑤本製品または複製物（本条第1号の目的で複製したか否かを問わない）を貸与・レンタルに類する行為、または中古取引をすること
  - ⑥本ソフトウェアを使用して他ソフトウェアを個人利用の範囲を超えて無断複製及び無断使用すること
  - ⑦本ソフトウェアを第三者に送信可能な状態でネットワーク上に蓄積すること
- 本ソフトウェアを使用して作成した成果物を有償で提供することはできないものとします。

## 第4条（有効期限）

- 本ソフトウェア使用許諾は、お客様が本製品の複製またはインストール等の使用を行った時点または本ソフトウェアを使用するための所定の手続きを完了した時点のいずれか早い時点から、弊社が製品ごとに定める期間に限り効力を有するものとします。
- お客様が、本文のいずれかの条項に違反した場合、または弊社の著作権その他の知的所有権を侵害した場合には、弊社はお客様への使用許諾を解除することができます。
- 前項によりお客様の使用許諾が解除された場合には、本製品をすみやかにアンインストールし、CD-ROM等の記録媒体を破棄するかお客様のご負担で弊社に返却するものとします（弊社の指示があればこれに従うものとします）。

## 第5条（保障範囲）

本製品の選択および使用効果については、お客様の責任とさせていただきます。  
また、弊社は、以下の各号に定める他、本製品、本マニュアル等、および本条第4号のサポート・サービスに関して一切の保障責任、または瑕疵担保責任を負わないものとします。

- ①弊社は、本製品にプログラムの使用上支障となる物理的欠陥があり、弊社が当該欠陥につき弊社の責に帰すべき事由があることを確認した場合には、ご購入日から90日以内に限り、無料で別の本製品と交換いたします。
- ②製品がお客様の動作環境にて正常に動作しない場合、弊社が提供するサポート・サービスを利用することが可能です。ただし、サポート・サービスはお客様がご契約の保守契約期間に限り提供いたします。
- ③弊社は、本ソフトウェアのプログラムに誤り（バグ）があることを弊社が確認し、前条第1項により弊社が製品ごとに定める期間に弊社が当該誤り（バグ）を修正した場合には、お客様がご契約の保守契約期間に限り、修正したソフトウェアまたは修正に関連する情報を提供します。ただし、修正したソフトウェアまたは修正に関連する情報を提供することの要否・時期および提供手段等については、弊社にて定めさせていただきます。その際、修正したソフトウェアにも本文が適用されるものとします。
- ④弊社は、お客様がご契約の保守契約期間に限り、本ソフトウェアに関する弊社所定の製品サポートを提供します。
- ⑤弊社は、前条第1項により弊社が製品ごとに定める期間満了まで、お客様が製品を使用できるよう最大限の努力をします。ただしやむを得ない事由により、当該期間満了前にお客様が製品を使用できなくなった場合も、弊社はその責任を負いません。
- ⑥弊社がお客様またはその他の第三者に損害賠償責任を負う場合には、どのような場合でも、賠償額の上限は本製品の代金相当額とします。

## 第6条（その他）

- 本文は日本法に従って解釈されるものとします。
- 本使用許諾の条件については、弊社において条項を訂正し、弊社の事情によって条項を変更することがあり、お客様はそれに同意するものとします。変更については、弊社のホームページに表示します。
- 本製品および本文に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

2014年1月6日現在

